

# 基本目標 V

## 区民と区が協働で 「すみだ」をつくる

区民一人ひとりが責任と自覚をもって積極的にまちづくりに関わり、地域の課題をみずから話しあい、みずからの行動によって解決できる自律型地域社会になっています。そして、区民・地域・NPO・企業など「すみだ」の力が結集されるなかで、それぞれの主体と区との役割分担が明確になっており、住民自治の進展のもとに、多様な公共サービスの担い手によって、地域のニーズにかなったサービスが提供されるまちになっています。

政策 510 コミュニティの輪が広がるやさしいまちをつくる

政策 520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

政策 530 平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる

政策 540 多様な公共の担い手が協働できるしくみをつくる



政策 510

# コミュニティの輪が広がる やさしいまちをつくる

区民・地域・NPO・企業などが力をあわせて、  
地域の課題の解決にあたっています。



## 政策を実現させるための施策

### 510 コミュニティの輪が広がるやさしいまちをつくる

#### 511 地域コミュニティを支える人材・団体を育成する

- 町会・自治会活動支援事業
- NPO活動支援事業
- 「すみだ やさしいまち宣言」推進事業
- ガバナンスリーダー養成事業【新規】

#### 512 地域コミュニティを育む場や機会を増やす

- コミュニティセンター・コミュニティ会館等管理運営事業
- 町会・自治会会館建設等支援事業
- すみだまつり事業
- ★ 地域プラザ・地域ふれあい館整備事業

#### 513 外国人にとっても、暮らしやすい地域社会をつくる

- 国際化推進団体との協働事業
- 外国語による情報提供事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



## 政策を取り巻く現状

人情豊かな風土の中で、町会・自治会が防災・防犯活動をはじめとした地域コミュニティの中核として大きな役割を担っています。しかし、最近では少子高齢化を反映して単身世帯の増加とともに住民意識の希薄化が進み、結果として地域コミュニティを支える町会・自治会の世帯加入率は低下しつつあります。また、中心となって町会・自治会活動を行う会員の高齢化が進み、地域自治が揺らぎだしているといえます。

本区では、平成 17 年より、地域活動への役割を担うNPO（非営利民間組織）に対し、アドバイザーを派遣するなどの育成・支援を行ってきた結果、本区に主たる事務所を置く東京都認証のNPO法人数は、平成 23 年 3 月 31 日現在 86 団体となっています。また、平成 22 年にはNPO活動をはじめとする市民活動を推進し、豊かな「すみだ」のまちの発展に寄与することを目的とした「すみだNPO協議会」が設立され、地域団体同士の連携を軸とするまちづくりの基盤が整ったところです。

さらに、区民一人ひとりが、ともに考え、ともに行動する実践を通して、協治（ガバナンス）によるまちづくりを進めるために、平成 22 年度に「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を制定しました。今後、この条例に則してさまざまな施策を展開していきます。具体的な実践例として、コミュニティ施設である地域プラザの整備事業において、地域住民によるガバナンス会議を設置し、検討を進めています。

一方、コミュニティを支える施設面では人々が活動する拠点としてコミュニティセンターや地域集会所をはじめとするコミュニティ施設はほぼ充足しており、今後は社会の変化にあわせて、コミュニティ施設の機能や配置基準の見直しの必要性が指摘されています。



## 政策実現に向けての課題

地域の課題の解決にあたっていくためには、まず身近な問題を互いの助け合いで解決しようとするコミュニティ意識を醸成し、地域活動を実行していく区民や団体を育成することが必要です。そのためには、既存の町会・自治会などの地縁団体の活性化とともに地域福祉や青少年活動を支えるボランティアやNPO、趣味やスポーツなどで結びつく新たな住民同士のつながりを支援していくことが必要です。また、グループ相互の交流を促進して、ネットワーク化することにより新たな活動の展開が芽生えるよう支援していくことも重要です。

## 施策 511

## 地域コミュニティを支える人材・団体を育成する

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

多くの区民が、町会・自治会によるコミュニティ活動をはじめとして、ボランティアグループ・NPO・企業による社会貢献活動などの地域活動に主体的に参加するなど、地域全体が人と人とのつながりの強い「やさしいまち」になっています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「最近一年間に、町会・自治会の行事や活動に参加したことがある」区民の割合

## 指標とした理由

地域活動に関わった度合いをあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> —	<中間目標> —	<現状値> <b>43.6%</b> (平成 23 年度)	<最終目標> <b>46.0%</b>	区民アンケート

\*指標を変更した理由：地域の一員として地域活動に参加している区民が増えることが重要であるため、これをあらわす指標に変更します。

## ■「すみだNPO協議会」への加入NPO数

## 指標とした理由

区民活動を支え、地域活動に主体的に参加するNPOとして、「すみだNPO協議会」への加入NPO法人数を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> —	<中間目標> —	<現状値> <b>17 団体</b>	<最終目標> <b>30 団体</b>	所管課データ

\*指標を変更した理由：実際に区内で活動を行うNPO法人の数をあらわす指標に変更します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

平成 23 年 4 月現在、区内には 166 の町会・自治会があり、親睦活動をはじめとして交通安全、防犯、防災など地域の生活環境向上のための自主的な活動を展開しています。また、成熟社会の到来のなか、個人の自己実現意欲の高まりなどにより、ボランティア・NPO活動が活発化しています。一方、区では、「やさしさ」や「おもしろい」の心を大切に、「人」と「地域」と「環境」にやさしいまちづくりを図っていくため、平成 12 年 7 月、「すみだ やさしいまち宣言」を行いました。宣言に定められた「やさしいまち」実現のため、一人ひとりが運動の主角として実践活動に取り組めるよう、その普及・啓発に努めています。平成 21 年度には、「すみだ やさしいまち宣言」10 周年を機に同宣言の行動指針を見直し、より一層充実した実践活動の展開を行うこととしました。さらに、平成 22 年 9 月に「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を制定（平成 23 年 4 月施行）し、協治（ガバナンス）によるまちづくりの基本的なルールを定め、協治（ガバナンス）を担う地域コミュニティの人材・団体を育成しています。

## 今後の課題

町会・自治会に加入している区民の固定化や高齢化をはじめ、マンション居住者を中心として新たに区民となった人の町会・自治会への未加入など、地域社会の連帯意識が薄れてきていることなどから、地域コミュニティを再構築していくことが課題となっています。また、NPO法人をはじめとして、福祉や環境問題などのテーマごとに結びついているグループのネットワークをいかに活性化していくかが課題となっています。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

区民、町会・自治会、NPO等への情報提供をはじめとして、区民が地域のまちづくりに参加するためのしくみづくりの支援や各団体の活動とネットワーク化への支援を行います。

### 主な事業

#### ▶ 町会・自治会活動支援事業

地域住民の連帯意識を醸成するとともに、地域の多くの課題解決を自主的に担う町会・自治会の日常的な活動を支援します。

#### ▶ NPO活動支援事業

新たな地域活動への役割を担うと考えられるNPOに対し、アドバイザーの派遣を行うなどの育成・支援策を行うとともに、「すみだNPO協議会」を通じたネットワーク化への支援を行います。

#### ▶ 「すみだ やさしいまち宣言」推進事業

「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人と地域と環境にやさしいまちづくり」を実現させるため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう支援します。

#### ▶ ガバナンスリーダー養成事業【新規】

協治（ガバナンス）のまちづくりを推進するリーダー（担い手）を養成するため、2年制の講座を開講し、地域人材の育成を支援します。

### 区民が取り組むこと

住民相互の交流活動をはじめ、近隣で取り組むまちづくり活動の推進などにより、地域の連帯感の醸成に努めます。

### 事業者が取り組むこと

地域の一員としての役割を認識し、協賛活動からボランティア活動まで地域住民と手を携えて行動するなど、さまざまな地域活動に参加・協力します。

#### 「すみだ やさしいまち宣言」 一人と地域と環境のために

わたくしたち墨田区民は、21世紀という新しい時代を迎えるにあたり、「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、人と地域と環境に対してやさしいまちをつくり、未来の世代に引き継いでいくために、次のとおり行動します。

- 1 人と人とのふれあいを大切にして、お互いに支え合う「人にやさしいまち」の実現に努めます。
- 2 まちをきれいにし、他人への迷惑行為や犯罪をなくし、すべての人が安心して暮らせる「地球にやさしいまち」の実現に努めます。
- 3 環境に配慮し、限りある資源を大切にする「環境にやさしいまち」の実現に努めます。

(平成12年7月)

## 施策 512

## 地域コミュニティを育む場や機会を増やす

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

コミュニティ活動の拠点となる施設が、地域住民の協力のもとに管理されるとともに、地域住民の交流や地域団体の活動の場として積極的に活用されるなど、地域の人々にとって、コミュニティを育む場や機会が多く用意されています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■ 地域集会所の利用者数

## 指標とした理由

地域におけるさまざまな活動の場としての利用者数を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 143,298 人	<中間目標> 150,000 人	<現状値> 160,056 人	<最終目標> 165,000 人	所管課データ

## ■ 「地域の人々と交流する場や機会が提供されている」と思う区民の割合

## 指標とした理由

地域コミュニティ醸成のための条件の整備状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> -	<中間目標> -	<現状値> 67.4% (平成 23 年度)	<最終目標> 71.0%	区民アンケート

\*指標を追加した理由：地域の人々にとって、コミュニティを育む場や機会が提供されていることが地域コミュニティの醸成を図るうえで必要であるため、これをあらわす指標を追加します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

これまでのコミュニティ会館や児童館、図書館（室）等のコミュニティ施設を均一に配置・整備するという方針を見直し、量的な充足から地域のニーズを反映できる質的充足へ、さらに、単一機能から複合機能へと転換するなど、区民の行動範囲を基準とした新たな整備基準を定めました。その中で、複合施設である地域プラザをエリアの中核と位置づけ、配置基準を検討することとしており、現在、2つのエリアで地域プラザの整備を進めています。

## 今後の課題

地域におけるコミュニティ活動が活発に展開されるためには、活動しやすい環境づくりが欠かせません。区民の行動範囲が拡大するなか、子どもから高齢者まで多世代が交流するなどさまざまな形の活動に対応できるよう、コミュニティ施設を再編・再配置していくとともに、地域住民による自主的な管理運営を進めていく必要があります。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

地域コミュニティ推進の基盤として、多様な地域住民が気軽に集まることができる場や機会の確保に努めます。

### 主な事業

#### コミュニティセンター・コミュニティ会館等管理運営事業

地域住民が自主的に活動できる場を確保し、コミュニティ意識の一層の醸成を図ります。

#### 町会・自治会会館建設等支援事業

町会・自治会活動の中核的な場である町会・自治会会館の建設費等に要する経費の一部を助成することにより地域活動を支援します。

#### すみだまつり事業

地域の連帯と区民相互の交歓の輪を広げることを目的に、区民の日常的な活動を発表する場として各種ステージや模擬店・物産展などさまざまな催しを行います。

#### 地域プラザ・地域ふれあい館整備事業

区民等が地域活動や地域交流を行うに適したコミュニティ活動の拠点として、旧第五吾婦小学校跡地、旧本所一丁目出張所跡地等に地域プラザを整備します。

### 区民が取り組むこと

地域住民の誰もがさまざまな区民施設を気軽に利用できるように、区民みずから施設の管理運営のあり方と効率的な運営方法、利便性の向上に積極的に取り組みます。

### 事業者が取り組むこと

事業者も地域コミュニティの一員であるとの認識を持ち、事業所内の施設を地域に開放するなど、地域貢献策に努めます。

すみだまつり



## 施策 513

## 外国人にとっても、暮らしやすい地域社会をつくる

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

国籍や人種の違いを超えて、さまざまな外国人と地域が共生し、地域の諸問題の解決にも積極的に取り組むなど、外国人にとっても暮らしやすいまちになっています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「区内で生活する外国人と交流する機会があった」区民の割合

## 指標とした理由

区内で生活する外国人との交流状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> —	<中間目標> —	<現状値> <b>16.1%</b> (平成 23 年度)	<最終目標> <b>17.0%</b>	区民アンケート

\*指標を変更した理由：外国人との共生の度合いをあらわす数値に指標を変更します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

墨田区内で生活する外国人は、中国人や韓国・朝鮮人の方々を中心に、全人口の約 4% を占めており、年々増え続けています。しかし、外国人がより身近な存在となっている一方、日本の生活になじめない外国人も数多く存在しています。このような問題を解決するため、ボランティアやNPO法人等との協働による日本語教室の実施やシンポジウム等の開催などさまざまな取り組みを行っています。

## 今後の課題

国際観光都市としての位置づけが高まるなか、より一層在住外国人の増加が予想され、これに対応するための新たなしくみづくりが必要となっています。国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、区民のひとりとして共に暮らし、日本人と等しく快適な生活が送れるように、適切な行政サービスや情報の提供等に努めていく必要があります。そこで、国際化時代にふさわしい人材の養成や外国人にも暮らしやすい環境の整備を図るため、区民と協働で多文化共生社会\*の実現をめざした取り組みが求められています。

\*多文化共生社会：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築くとともに、地域社会の構成員としてともに生きていく社会をいいます。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

外国人にとっても暮らしやすい地域となるように、適切な行政サービスや情報の提供のしくみづくりに取り組みます。

主  
な  
事  
業

#### 国際化推進団体との協働事業

区内で活動する国際化推進団体と協働で、日本語ボランティア講師の養成や外国人のための専門家相談会などを実施することにより、さまざまな悩みを抱える外国人を支援します。

#### 外国語による情報提供事業

外国語版生活ガイドや自動翻訳サービスによる区ホームページにより、外国人にもわかりやすい情報を提供します。

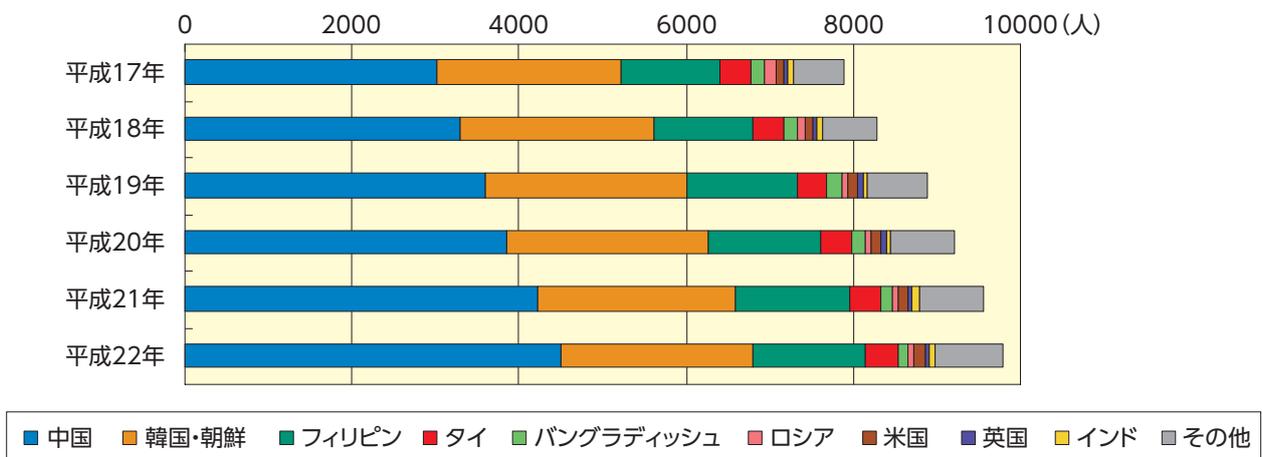
### 区民が取り組むこと

外国文化を理解し、相手の人権や考え方を尊重して外国人に接します。

### 事業者が取り組むこと

外国人労働者の就労環境や労働条件の改善・整備に取り組むとともに、日本人の労働者に対して多文化共生社会についての認識を定着させます。また、外国人のニーズに対応した商品やサービスを積極的に提供します。

#### ◆国別外国人登録者数の推移 出典：墨田区行政基礎資料集



## 政策 520

生涯学習・スポーツ活動の輪が  
広がるまちをつくる

高齢者や若年者など異なる世代をはじめ多様な人々が、地域の学びあいやスポーツを通じ、自分らしさを発揮するとともに、価値観を超えて交流しています。



## 政策を実現させるための施策

## 520 生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる

## 521 区民の生涯にわたる学習活動を盛んにする

- 学習情報発信事業
- 区立図書館運営事業
- NPO法人すみだ学習ガーデンとの協働事業
- リクエスト講座事業
- 大学誘致推進事業【新規】
- ★ 統合新図書館整備事業

## 522 区民による生涯スポーツの取り組みを支援する

- 総合型地域スポーツクラブ支援事業
- 区民体育大会等運営事業
- 区民スポーツ教室等事業
- 中学校スポーツ施設開放事業
- 総合体育館管理運営（PFI）事業
- ★ 陸上競技場等整備事業

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



## 政策を取り巻く現状

近年、区の人口の増加や東京スカイツリーの建設を機とした来街者が増えるなかで、すみだの歴史や文化とともに、国際観光都市をめざすまちづくりに関わる学習活動も新たな動きを見せています。

本区では、「墨田区生涯学習推進計画」を策定し、学習の機会や情報の提供に努めてきました。また、すみだ生涯学習センター（愛称名「ユートリヤ」）をはじめ、生涯学習関係施設を設置し、活動の場の提供と区民のライフステージに応じたさまざまな事業や講座を実施するとともに、区民グループ・団体との協働により、学習活動の支援に取り組んできました。

そこで、これまでの生涯学習関連施策の成果や課題を検証し、平成23年度に「墨田区まなびプラン（第3次生涯学習推進計画）」を策定し、区民の誰もが自分らしく学び、ともに支えあい、知縁が広がる生涯学習社会の実現をめざし、協治と学びにより未来に輝くまちづくりを推進します。

また、昭和59年10月「すみだ健康区宣言」以来、区民の心身の健康保持のために各種健康スポーツ教室事業を実施し、平成17年3月には、「いつでも だれでも いつまでも」をテーマに、地域で世代を超えてともにスポーツに親しむことのできる初めての総合型地域スポーツクラブ「スポーツドア あずま」が吾嬭第二中学校地区に開設されるとともに、平成19年3月には両国中学校地区に「両国倶楽部」が開設されました。その後、両クラブともNPO法人格を取得し、これまで以上に安定した自主運営が期待されています。

さらに、平成22年4月には、PFI手法\*を活用して、新たに墨田区総合体育館を開設しました。総合体育館では、「する」「みる」「支える」機能を充実させ、多様化、増大化するスポーツ需要に応えるさまざまな取り組みをしています。



## 政策実現に向けての課題

生涯にわたる学習活動や生涯スポーツ活動は、自己の向上と生活の充実を図り、心身の健康を維持・増進するとともに、高齢者や若年者など異なる世代の人々の価値観を超えた交流を促進するという目的があります。

こうした目的を達成するため、学習活動やスポーツ活動の輪を広げる場や機会を確保するための環境整備がより一層必要となっています。

また、区内各所には多くの民間の教育・スポーツ事業があり、大学誘致も予定されています。今後、こうした事業者や大学等との連携を図り、学習機会を充実していく必要があります。

\*PFI手法：国や地方自治体の公共施設の建設・運営において、民間資金とノウハウを活用する新たな公共事業の方式をいいます。

## 施策 521

## 区民の生涯にわたる学習活動を盛んにする

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

区民が、趣味や教養、文化活動など、さまざまな生涯学習の活動に主体的に取り組み、生きがいのある生活を送っています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「生涯にわたる学習活動に参加している」区民の割合

## 指標とした理由

区民の生涯学習の実践状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 34.9%	<中間目標> 42.0%	<現状値> 38.8%	<最終目標> 50.0%	区民アンケート調査

## ■「身近な場所で学習活動ができる」と感じる区民の割合

## 指標とした理由

区民への学習活動の場が確保されているという意識をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 38.8%	<中間目標> 41.0%	<現状値> 50.0% (平成 23 年度)	<最終目標> 53.0%	区民アンケート調査

\*目標値を変更した理由：学習活動がどのようなものかイメージを例示したアンケート調査を実施した結果、最終目標（44.0%）を達成したため、さらに高い目標値に変更します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

区では、知縁が広がる生涯学習社会の実現をめざし、協治と学びによるまちづくりを推進するため、平成 23 年度に「第 3 次墨田区生涯学習推進計画」を策定し、さまざまな施策を実施しています。学習活動の場としては、平成 6 年 12 月に「すみだ生涯学習センター」を開館するとともに、高齢者のためのいきいきプラザ、図書館（室）および関係施設を整備し、学校開放も行っています。また、区主催の各種講座を開講するとともに、NPO や自主グループ活動を支援し、NPO との協働によって講座やイベントも実施しています。さらに、生涯学習に関する情報については、区のお知らせに掲載し、区のホームページで発信しているほか、地域活動を紹介した小冊子や生涯学習ガイドブックも発行しています。

## 今後の課題

区内関係機関・団体との連携と役割分担を明確にし、区が誘致を進めている大学を含めて、関係機関・団体・民間事業者による区民の生涯学習を支援する新たなネットワークを構築する必要があります。また、区民の生涯学習の場の確保や情報拠点として区立図書館を整備するとともに、地域の情報センターとして資料の充実を図る必要があります。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

生涯学習の機会や施設（場）の提供、学習情報の発信、学習相談などを通して、区民の生涯学習への取り組みを支援します。

### 主 な 事 業

#### 学習情報発信事業

区ホームページ、地域活動を紹介した小冊子やガイドブック等により、既存事業をはじめとして、学習情報の提供をより一層拡充し、生涯学習に取り組む区民を支援します。

#### 区立図書館運営事業

個人向けの図書や資料の貸出し、読書相談などのほか、読書グループへの団体貸出しや、児童に対する本の読み聞かせ、子ども向けの人形劇や映画会等を行います。また、インターネットで図書の予約利用状況などをお知らせしています。

#### NPO法人すみだ学習ガーデンとの協働事業

生涯学習センターを拠点として活動しているNPO法人すみだ学習ガーデンの自主運営を支援するとともに、区とNPOが協働して区民の生涯学習を支援します。

#### リクエスト講座事業

区民の団体がリクエストしたテーマに応じて、関係部課の区職員を学習会の講師として派遣し、区政情報や仕事で得た知識・技術を提供します。

#### 大学誘致推進事業【新規】

旧西吾孀小学校・旧曳舟中学校跡地に大学を誘致し、大学と連携した公開講座等の実施により、区民の生涯にわたる学習活動の機会を増やします。

#### 統合新図書館整備事業

老朽化・狭あい化した区立図書館を統合し、新たな区民ニーズに十分対応した区立図書館をめざし整備を行います。

### 区民が取り組むこと

積極的に生涯学習に参加し、そこで習得した学習成果を地域活動に活かします。

### 事業者が取り組むこと

生涯学習関連の民間教育事業者や区が誘致を進めている大学等が、区民の生涯学習を支援するため、講座や教室の開講など、多様な事業を展開します。

## 施策 522

## 区民による生涯スポーツの取り組みを支援する

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

健康づくり、体力づくりのため区民がそれぞれの年代や目的に応じて生涯にわたりスポーツを楽しむとともに、スポーツを通して地域の人々との交流が盛んになっています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「週に 1 回以上運動・スポーツをしている」成人区民の割合

## 指標とした理由

運動・スポーツの実践度をあらゆる数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> <b>28.7%</b> (平成 13 年度)	<中間目標> <b>50.0%</b>	<現状値> <b>36.7%</b>	<最終目標> <b>53.0%</b>	(13 年度) 所管課データ (22 年度) 住民意識調査

## ■「いつでもスポーツを楽しむことができる環境が整備されている」と思う区民の割合

## 指標とした理由

身近でスポーツ活動をするために利用できる施設（場）が確保されているという意識をあらゆる数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> <b>30.5%</b>	<中間目標> <b>33.0%</b>	<現状値> <b>41.6%</b>	<最終目標> <b>45.0%</b>	区民アンケート調査

\*目標値を変更した理由：最終目標（37.0%）を達成したため、指標の推移を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

健康や体力の維持・増進を図り、生涯にわたって豊かで活力のある生活を送るために、スポーツへの関心が高まっています。また、運動やスポーツをきっかけとして、家族のふれあいや地域での交流を求めて、レクリエーションやニュースポーツにも気軽に参加する区民が増えています。こうした区民の活動を支援するため、各種スポーツ大会・教室の開催とともに、体育指導委員やスポーツ開放指導員の活動を支援し、総合型地域スポーツクラブの支援を行っています。また、平成 22 年 4 月に PFI 手法を活用して、新たに総合体育館を設置しました。これからもスポーツ施設の整備を進めていきます。

## 今後の課題

区民一人ひとりが気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進していくためには、生涯スポーツの振興に向けた各種スポーツ事業の実施をはじめ、総合型地域スポーツクラブの育成と継続的かつ安定的なクラブ運営のための支援、地域におけるスポーツ活動の場としての各種スポーツ施設の整備・活用が課題となっています。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

各種スポーツ事業、スポーツ施設の整備など地域でスポーツに取り組みやすいしくみと環境の整備を行います。

#### 総合型地域スポーツクラブ支援事業

地域住民の自主運営を基本に、さまざまなスポーツを愛好する人々で構成する総合型地域スポーツクラブを支援し、地域住民のコミュニティの推進と健康増進を図ります。

#### 区民体育大会等運営事業

各種スポーツ競技大会を開催し日頃の成果を発揮する場を設け、区民相互の交流を深めるとともに、区民のスポーツ活動への参加を高め、健康増進と体力・技術の向上を図ります。

#### 区民スポーツ教室等事業

子どもから高齢者まで各々の体力や目的に応じたスポーツ教室を開催することにより、区民の健康増進や体力づくり、世代間の交流を図ります。

#### 中学校スポーツ施設開放事業

中学校の体育施設に指導員を配置し、区民に開放してスポーツの振興を図るとともに、スポーツを通して地域住民の交流を深めます。

#### 総合体育館管理運営（PFI）事業

PFI手法を活用し、総合体育館の管理運営を20年間（平成42年3月まで）にわたり、民間事業者（指定管理者）に委託し、多様化、増大化するスポーツ需要に応えるさまざまな取り組みを行います。

#### 陸上競技場等整備事業

スポーツを通じた地域の人々のさまざまな交流を促進するため、統合後の鐘淵中学校跡地に陸上競技場を整備します。また、敷地内に青少年等の宿泊施設（セミナーハウス）もあわせて整備します。

主  
な  
事  
業

### 区民が取り組むこと

区民、団体、サークルが自主的にスポーツ振興に取り組み、スポーツを通じた地域の人々のさまざまな交流を促進します。

### 事業者が取り組むこと

事業者がみずからのノウハウを発揮し、スポーツ施設の設置や運営を通して区民の生涯スポーツの普及・振興を図ります。

政策 530

# 平和を希求し、 人権を尊重するまちをつくる

世界平和を求め、すべての人々の人権が等しく尊重されるとともに、お互いを認めあい協力できる地域社会と、国際理解に基づき、外国人も暮らしやすいまちになっています。



## 政策を実現させるための施策

### 530 平和を希求し、人権を尊重するまちをつくる

#### 531 人権教育・啓発を進める

- 人権・同和普及啓発事業
- 社会福祉会館運営事業
- 人権尊重教育推進校事業

#### 532 男女共同参画社会を実践する

- 男女共同参画社会実現のための意識啓発事業
- すみだ女性センター管理運営事業
- 女性のための相談事業

#### 533 国際理解を進め、平和意識を高める

- 「すみだ 25 万人の平和メッセージ」事業
- 次代に継ぐ平和のかたりべ事業
- 海外諸都市との交流推進事業



## 政策を取り巻く現状

震災と戦災という二度の大禍を経験している本区は、悲惨な被災体験と、そのつど復興を成し遂げた先人達の経験を次世代に継承していく使命があります。

国際社会では、今なお、戦争や紛争が繰り返し起きており、「世界人権宣言」に示された平和と人権尊重の願いは未だ実現していません。

本区では、未来に向かって世界の平和と人々の福祉の実現に努力することを目的として、平成元年1月に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。東京大空襲のあった3月には、毎年平和祈念行事を継続して開催しています。

また、21世紀は人権の世紀と言われていますが、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等に対する差別は未だになくなったとは言えません。

平成14年9月には、人権施策の方向を示した「墨田区人権啓発基本計画」（平成23年4月改定）を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざして、すべての人が心豊かに安心して暮らせるまちの取り組みを進めてきました。

一方、国内では、女性の社会進出が進んでいるものの、職場や家庭・地域社会においては依然として性別による役割分担意識や男女間の経済的格差も解消されていないのが実情です。また、家庭内での暴力や職場におけるセクシャル・ハラスメントなど、多くの課題も表面化しています。

こうしたなか、平成16年3月には、平成11年3月に策定した「男女平等推進プラン」を改定し「男女共同参画推進プラン」として策定するとともに、平成17年12月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を制定しました。なお、「男女共同参画推進プラン」は5年ごとに見直しを行い、男女共同参画社会をめざすための取り組みを強化することとしています。



## 政策実現に向けての課題

すべての区民が世界平和を求め、互いの人権を等しく尊重し認めあって生活していくためには、本区独自の戦災体験を語り継ぎ、平和の尊さを次世代に伝えることが必要です。

また、誰もがお互いの人権を尊重しあうためには、区民一人ひとりの意識の啓発やすべての個人が自立して社会参加していることが必要です。さらに、さまざまな機会を通して外国籍の人々と接することによって、互いに国際理解を深め、グローバルな人材を育成していく必要があります。

このように、平和を希求し、人権を尊重するまちをつくるために、人権教育・啓発を進め、男女共同参画社会の実践や、国際理解を深めていくことが必要となっています。

## 施策 531

## 人権教育・啓発を進める

**施策の目標** 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

区民や区内の事業者が人権に対しての知識や意識を高め、お互いの考えを尊重し、人権尊重の考え方が行きわたった社会が実現しています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「日常生活で差別がある」と思う区民の割合

## 指標とした理由

人権に対する意識をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 44.1%	<中間目標> 40.0%	<現状値> 45.5%	<最終目標> 35.0%	区民アンケート調査

## ■「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合

## 指標とした理由

人権という言葉を用い、人権に対する意識をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> -	<中間目標> -	<現状値> 48.3%	<最終目標> 53.0%	区民アンケート調査

\*指標を追加した理由：「差別」に加え、より広く「人権」に関する区民意識を把握するための指標を追加します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

本区では、人権尊重の社会づくりのため、人権週間等における講演と映画の集い、人権啓発冊子の発行および企業に対する研修の実施など、さまざまな人権啓発活動を行ってきました。また、同和対策審議会答申等の趣旨に沿って、自由と平等が実現されるよう生活基盤や経済基盤等の改善を進めてきました。

しかし、今なお私たちの周りには同和問題をはじめ、女性、高齢者、障害者、外国人等の人権問題が存在しています。

## 今後の課題

国民的課題である同和問題の解決を図るためには、区民一人ひとりが正しく同和問題を理解する必要があり、区としても教育・啓発活動を推進していくことが重要です。また、区、区民、事業者がともに、人権尊重の理念を認識し、人権感覚を磨いて、それぞれの立場で人権尊重に関する取り組みを実践していくことが必要です。そのため人権擁護委員との連携を深め、人権教育・啓発に関する内容と啓発手法の充実を図ることが必要となっています。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

人権に対する正しい知識と意識を高め、人権が尊重されるための啓発活動に取り組みます。

主  
な  
事  
業

#### 人権・同和普及啓発事業

すべての人の人権が守られる社会の実現を図るため、普及啓発冊子の作成・配布や資料の収集・提供、研修会・講演会の開催および広報紙による啓発などを行います。

#### 社会福祉会館運営事業

人権・同和問題に対する理解を深めるため、人権フェスティバルをはじめ、さまざまなイベントや講座、相談事業を実施します。

#### 人権尊重教育推進校事業

人権尊重教育の推進を図るとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため人権尊重教育を推進します。

### 区民が取り組むこと

区民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、生活のなかで人権に配慮した態度や行動をとります。

### 事業者が取り組むこと

人権の意義や重要性を身につけるため、従業員に対し研修会や講演会等への参加を促し、業務に反映させるよう努めます。

#### ◆人権侵犯事件の新規開始件数の推移 出典：法務省人権擁護局資料



## 施策 532

## 男女共同参画社会を実践する

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

女性と男性がともに支えあいながら、仕事と家庭等を両立し、あらゆる分野で平等に参画する機会が確保され、個性と能力を発揮しています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合

## 指標とした理由

男女平等意識（実態）をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 45.8%	<中間目標> 48.0%	<現状値> 46.8%	<最終目標> 53.0%	区民アンケート調査

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

家庭や職場、学校、地域社会等において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度、慣行が今なお存在しており、女性の社会進出の妨げとなっています。また、女性に対するさまざまな暴力も表面化しています。

区は、平成 18 年 4 月に「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行するとともに、情報誌の発行や講座・講演会、相談等を実施しながら、地域から男女共同参画意識を高めるための取り組みを行っています。

## 今後の課題

区民、事業者、地域団体等に対して、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」の内容を周知し、区民に理解を広め地域全体で男女共同参画を推進していくことが今後の課題となっています。

また、国などの制度の充実等について積極的に働きかけるとともに、他自治体との情報交換や連携の強化をはかり、区・都・国などの施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

男女共同参画社会の実現に向け意識の普及啓発や人材育成を図ります。

主  
な  
事  
業

#### 男女共同参画社会実現のための意識啓発事業

情報誌の発行や情報提供、講演会等を行い、地域から男女共同参画を推進する意識の向上に努めます。また、職場や地域の中で女性と男性がともに個性と能力を十分発揮し、企画・立案、方針・意思決定の場に平等に参画できるよう、制度や慣行の見直し等の働きかけを行います。

#### すみだ女性センター管理運営事業

男女共同参画社会に関する講座・講演会等を実施し、区民・地域団体等に学習や活動の場を提供することで、女性と男性の自立を支えとともに女性団体等を育成します。

#### 女性のための相談事業

「女性のためのDV\* & カウンセリング相談」を実施し、配偶者等からのあらゆる暴力をはじめ、女性のもつさまざまな悩みを解決する手助けをし、女性の自立を支えます。

### 区民が取り組むこと

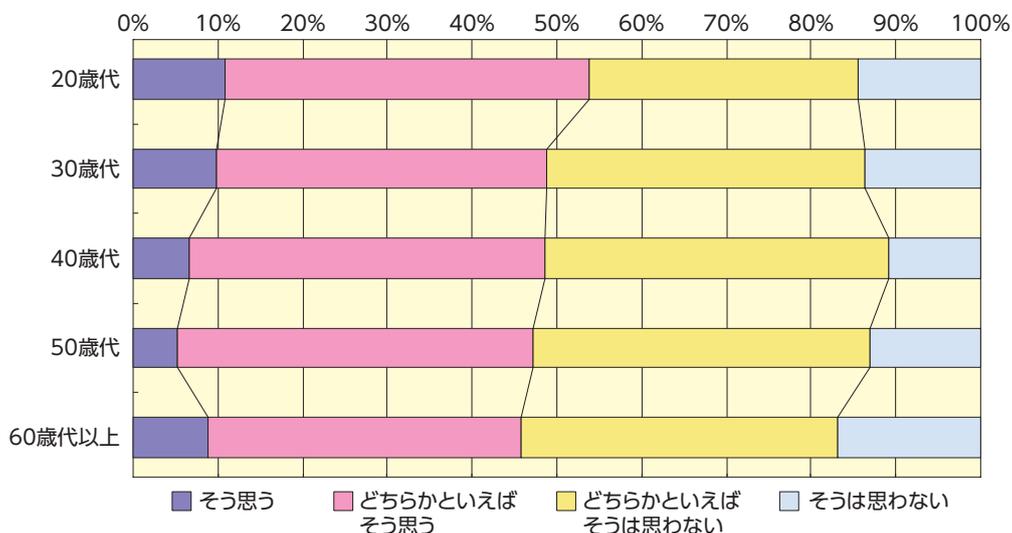
男女がともに個性と能力を発揮し、家庭生活や地域の中で固定的な役割分担をなくして活動しています。

### 事業者が取り組むこと

職場での固定的な役割分担意識や制度・慣行を見直し、それぞれの個性と能力を発揮できる男女平等の職場づくりを進めます。

#### ◆年代別「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合

出典：平成 22 年度 墨田区基本計画改定に向けた社会調査報告書



基本目標 V

\*DV（ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力をいいます。

## 施策 533

## 国際理解を進め、平和意識を高める

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

すべての区民が世界平和の大切さを理解し、国際交流の重要性を認識するとともに、さまざまな国の各都市との友好交流に取り組んでいます。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「地域で戦争体験を語り継ぐことが重要だ」と思う区民の割合

## 指標とした理由

平和の大切さを意識する区民の割合をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 86.0%	<中間目標> 90.0%	<現状値> 90.0%	<最終目標> 95.0%	区民アンケート調査

## ■ 民間団体および行政による海外との相互交流数

## 指標とした理由

友好都市との交流状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 10 件	<中間目標> 12 件	<現状値> 12 件	<最終目標> 15 件	所管課データ

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

本区では、平成元年 1 月に、世界の平和と人々の福祉の向上の実現に努力することを誓う「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。

この宣言は、震災と戦災という二度の大禍を経験している本区の過去に思いを起こしつつ、未来に向かっての区民の願いと決意を示したものです。また、区の究極目標である区民福祉の増進と平和への願いを包括的に表現したものであり、墨田区のまちづくりにあたっては、この宣言の趣旨を十分に活かしていくこととしています。この一環として、終戦後 60 周年という節目の年の平成 17 年には、戦争の悲惨さと平和の尊さを認識してもらうため、東京空襲体験画集と学童疎開墨田体験記録集を発行しました。

また、海外都市との交流では、中華人民共和国北京市石景山区や大韓民国ソウル特別市西大門区との間で、さまざまな分野における区民交流を進めています。

## 今後の課題

より多くの人々に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を訴え、平和を祈念する事業を推進するなど、国内外の平和実現に向けた努力を継続していく必要があります。しかし、今後ますます震災や戦災を経験された方々が高齢化してくることから、体験の記録をいかに収集し継承していくかが今後の課題となっています。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

さまざまな国の各都市との友好交流を推進するとともに、平和意識の普及・啓発に努めます。

主  
な  
事  
業

#### 「すみだ 25 万人の平和メッセージ」事業

本区の歴史や文化を踏まえながら、「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を人々に伝えていきます。

#### 次代に継ぐ平和のかたりべ事業

老人クラブ連合会の事業を通じて、区内の小中学生に平和意識の醸成を図ります。

#### 海外諸都市との交流推進事業

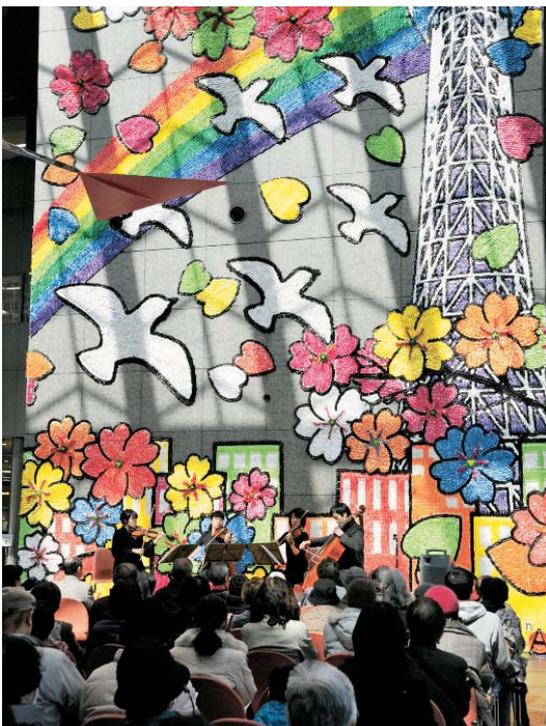
海外諸都市との交流を推進し、友好関係を築いていきます。

### 区民が取り組むこと

国内外諸都市との友好的交流事業に参加します。また、平和に対する意識を醸成し、戦争の悲惨さや平和の尊さを語り継ぎます。

### 事業者が取り組むこと

平和に対する意識を醸成するとともに、海外諸都市との友好交流や国際協力、国際交流に関するイベントなどを支援します。



平和祈念コンサート

#### 墨田区平和福祉都市づくり宣言

わたくしたちは、平和のうちに幸福な生活を営めるよう、これまで、たゆみない努力を積み重ねてきました。

平和を守り、より良い生活と文化を築いていくことは、わたくしたち共通の願いです。

「平成元年」という新しい時代の始まりにあたって、わたくしたち墨田区民は、心新たに、世界の平和とひとびとの福祉向上の実現に、一層努力することを誓い、ここに平和福祉都市づくりを宣言します。

平成元年 1 月 11 日

墨 田 区

政策 540

# 多様な公共の担い手が協働できるしくみをつくる

区は、区民一人ひとりが責任と自覚をもって積極的にまちづくりや区政に関わりをもち協働していくために、透明性の高い開かれた区政を展開するとともに、常に行財政改革に努め、公正・公平で区民満足度の高いサービスを提供しています。また、区民・地域・NPO・企業などと区は、信頼関係のもとにそれぞれの役割分担を明確にしつつ、地域のさまざまな課題を解決するために協働しています。



## 政策を実現させるための施策

### 540 多様な公共の担い手が協働できるしくみをつくる

#### 541 開かれた区政をめざし積極的な情報提供を行い、区民、地域、NPO、企業と情報を共有する

- 広報紙「区のお知らせ」等による情報提供事業
- ホームページ等による情報提供事業
- 報道機関等への情報提供事業
- 情報公開制度・個人情報保護制度運営事務
- 審議会等の公開およびその他情報提供の推進に関する事務

#### 542 区民の区政参画と公共サービスにおける協働を進める

- 協治（ガバナンス）推進事業
- 大学誘致推進事業【新規】
- ★ 区民活動センター（仮称）整備事業

#### 543 公正で効率的な行財政運営を進める

- 行財政改革推進事務
- 行政評価推進事務
- 職員の人材育成・能力向上事務
- 職員マナーアップ推進事務

※★の事業は施策を達成するための、「主要な公共施設整備事業」です。



## 政策を取り巻く現状

本区では、平成 17 年 11 月に策定した新しい基本構想において、協治（ガバナンス）の考えを区政運営の機軸として以来、区民をはじめ多様な担い手が参画する協治（ガバナンス）のしくみづくりを進めています。

今日の社会は多様化・複雑化しており、行政だけでは公共サービスの需要に十分対応しきれなくなっており、区民・地域・NPO・企業などがみずからの専門性を活かし、行政とともに公共サービスの担い手となることが求められています。これらの新たな担い手が、一定の役割をもって地域に参加することによって、地域の課題はみずからの手で解決するという自律型地域社会を確立する礎となるからです。そのため、平成 22 年 9 月に協治（ガバナンス）によるまちづくりの理念や原則を明らかにするとともに、それぞれの担い手が果たすべき役割や区政のしくみ等を定める「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」を制定し、平成 23 年 4 月から施行しています。

また、区民、事業者などが協働していくためには、区政を理解し、みずから判断するための区政情報の提供と公開、透明性が不可欠です。本区では、「区のお知らせ」やホームページ等による区政情報の提供を積極的に行うとともに、昭和 61 年の「墨田区公文書公開条例」の制定以来、「墨田区情報公開条例」の制定、審議会の公開等、区政の透明性を高める努力を積み重ねてきました。各種計画の作成過程においても積極的に区民参加を進めるとともに、パブリックコメントを実施しています。さらに、さまざまな基本条例を通して区や区民・事業者の役割を明確にし、区民参加の確保に取り組んでいます。

一方、行政運営においては、多様化・高度化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため効率的な行政運営を行い、さらなる財政基盤の強化を図ることが必要です。そこで、本区では不断の行財政改革を推進し、その一環として、事業や施策の成果について評価・検証を行い費用対効果の向上を図るため、平成 19 年度から行政評価制度を導入するとともに、区が実施する行政評価について、評価の客観性及び信頼性を高め、区民との協働ならびに効果的な行政運営の推進を図るため、平成 22 年度から区民参加による行政評価も実施しています。



## 政策実現に向けての課題

区民や事業者などと区が一体となって、地域のさまざまな課題を解決するために、各主体が持つ「情報の共有」や「参加」「協働」のしくみを重層的に積み重ねることが必要です。そのため、その 3 原則を機軸とした「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」に基づき、そのまちづくりを推進するための区政のしくみが求められています。

また、区政に関わる情報の提供にあたっては、「区のお知らせ」と区のホームページを基本としながらも、ソーシャル・メディア\*等の最新のコミュニティ・ツールを今後さらに活用するなど、情報提供の多様化が必要となっています。一方で、これらの機器を利用しない区民や新聞を購読していない区民に対して、効果的な情報提供方法の実施が求められています。

\***ソーシャル・メディア**：誰もが参加できる SNS、ブログ、ミニブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するメディアをいいます。

## 施策 541

## 開かれた区政をめざし積極的な情報提供を行い、区民、地域、NPO、企業と情報を共有する

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

個人情報の保護対策が万全に施される一方、区政に関する情報提供が積極的に行われており、区民が行政に関する情報を十分に理解しています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■「自分にとって必要な区の情報が入手できている」と思う区民の割合

## 指標とした理由

区政への参画の前提となる区の情報入手状況を把握する数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 46.6%	<中間目標> 55.0%	<現状値> 46.8%	<最終目標> 70.0%	区民アンケート調査

## ■「自分の個人情報が区によって適切に管理されている」と思う区民の割合

## 指標とした理由

区保有の個人情報の安全性に対する区民意識を示す数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 56.7%	<中間目標> 60.0%	<現状値> 66.8%	<最終目標> 70.0%	区民アンケート調査

\*目標値を変更した理由：最終目標（65.0%）を達成したため、指標の推移を踏まえ、さらに高い目標値に変更します。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

区民の知る権利を尊重するため、平成 13 年 4 月に「墨田区公文書公開条例」を全部改正し、新たに「墨田区情報公開条例」を施行したほか、各種審議会等の会議の公開基準を策定し、政策決定過程の透明性を高めるなど、行政運営の透明化に努めています。また、「個人情報保護法」に対応するため、「墨田区個人情報保護条例」を改正（平成 17 年 4 月施行）し、個人情報保護の規定を強化しました。

一方、区民への区政情報発信の重要なツールである「区のお知らせ」については、区民がより入手しやすくなるため、メール配信の開始や配布場所の拡充を図るとともに、紙面のカラー化や文字の拡大等により分かりやすい紙面づくりに努めています。また、区ホームページについては、区民のパソコン普及率の増加に伴い、閲覧状況は年々高まっています。

## 今後の課題

区民に区政についての説明責任を十分果たすとともに、協治（ガバナンス）による区政運営を実現するためには、政策決定過程にある情報の積極的な公開をはじめとして、区政情報を共有することが必要です。そのためにも、区民が容易に区政情報を入手できるようなシステムづくりやデジタル・ディバイド（情報格差）の解消などが大きな課題となっています。また、緊急災害時等において、「区のお知らせ」や区ホームページ等を補完し、区民に最新情報を迅速に提供するツールとして、ツイッター（twitter）\*等のソーシャル・メディアを活用した情報発信力の強化が求められています。

\*ツイッター（twitter）：個々の利用者が 140 字以内の短文を投稿し、閲覧できるコミュニケーション・サービスであり、ミニブログといわれています。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

協治（ガバナンス）の前提として、多様な広報手段を使って、区政情報の積極的な提供に努めるとともに、情報格差解消のための支援や個人情報保護の徹底を図ります。

主  
な  
事  
業

#### ▶ 広報紙「区のお知らせ」等による情報提供事業

区報等によって区政の情報提供を行います。

#### ▶ ホームページ等による情報提供事業

インターネットを通じて区政の情報提供を行います。また、迅速に最新の区政情報を提供するためツイッター（twitter）を運用します。

#### ▶ 報道機関等への情報提供事業

報道機関等を活用し、区政の情報提供を行います。

#### ▶ 情報公開制度・個人情報保護制度運営事務

情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運営によって、開かれた区政を推進します。

#### ▶ 審議会等の公開およびその他情報提供の推進に関する事務

審議会等の公開やその他区政情報の提供を総合的に推進します。

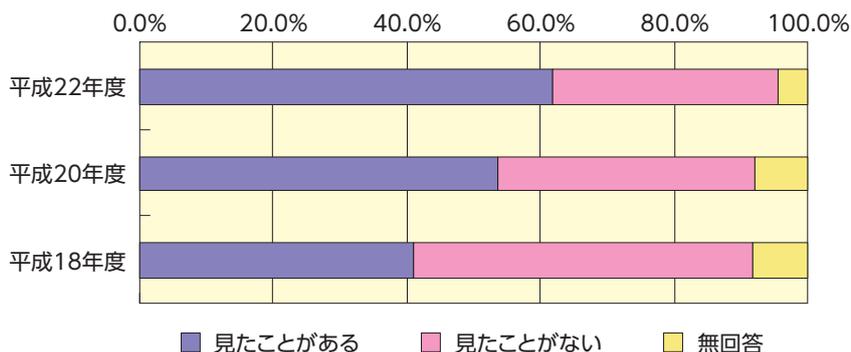
### 区民が取り組むこと

広報紙などによる区からの提供された情報や社会情勢を的確にとらえて総合的に判断し、区政の主体として責任を持って発言・行動します。

### 事業者が取り組むこと

企業市民として、社会的責任を十分に自覚し、区政に対して発言・行動します。

#### ◆ 区ホームページの閲覧状況推移 出典：住民意識調査



## 施策 542

## 区民の区政参画と公共サービスにおける協働を進める

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

さまざまな立場の区民が、区政の意思決定過程に参画するためのしくみが充実し、区民・事業者などそれぞれの主体と区との役割分担が明確となり、地域の課題解決のために公共の担い手となって協働し、活躍しています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■ 公募委員が委嘱されている審議会等の割合

## 指標とした理由

区政への区民参画をあらわしている数値として、指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 23.4%	<中間目標> 30.0%	<現状値> 26.6%	<最終目標> 40.0%	所管課データ

## ■ 「区と一緒に、区の事業やイベントなどを企画したり、実施したことがある」区民の割合

## 指標とした理由

区民と区との協働の取り組み状況をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 7.8%	<中間目標> 20.0%	<現状値> 10.1%	<最終目標> 30.0%	区民アンケート調査

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

区では、パブリックコメント\*やワークショップ\*など区政への区民参画の機会の充実を図るなど、施策に対する区民意見の反映に努めています。また、成熟社会の到来のなかで、人々の社会貢献活動への参画意欲が高まっており、従来、もっぱら行政が独占してきた公共分野について、NPOなど協働を担いする団体が育ってきています。また、現在、地域との協働の大きな力となる大学の誘致を進めています。

## 今後の課題

本格的な地方分権時代到来のなか、団体自治や住民自治の拡充が喫緊の課題として掲げられています。今後、「協治（ガバナンス）によるまちづくり」を実現するために、区民・事業者・NPO等と区が明確な役割分担を行いながら連携し、地域の課題解決を図るためのしくみづくりが求められています。

\*パブリックコメント：区が政策の立案等を行おうとする際に、その案を公表し、その案について広く区民の意見や情報を提出できる機会を設け、その意見等を参考にして最終的な意思決定を行うことをいいます。

\*ワークショップ：講義など一方的な知識伝達の形ではなく、参加者自身みずから参加・体験し共同して学びあったり創り出したりする場の形をいいます。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

「協治（ガバナンス）によるまちづくり」に向けて、そのしくみづくりを検討し、着実にその定着と推進を図ります。

主  
な  
事  
業

#### 協治（ガバナンス）推進事業

協治（ガバナンス）推進条例に基づき、区民参加推進指針・協働推進指針の策定を行うなど、協治（ガバナンス）によるまちづくり推進のための区政のしくみを積極的に構築します。

#### 大学誘致推進事業【再掲：施策 521】【新規】

旧西吾嬬小学校・旧曳舟中学校跡地に大学を誘致し、コミュニティ・生涯学習・スポーツ活動などさまざまな分野で地域との協働を進め、地域の活性化を推進します。

#### 区民活動センター（仮称）整備事業【再掲：施策 421】

既存のボランティアセンターの機能・あり方などを見直し、区民ボランティア・NPOなどの区民活動団体・事業者等の交流・ネットワークの拠点を整備します。

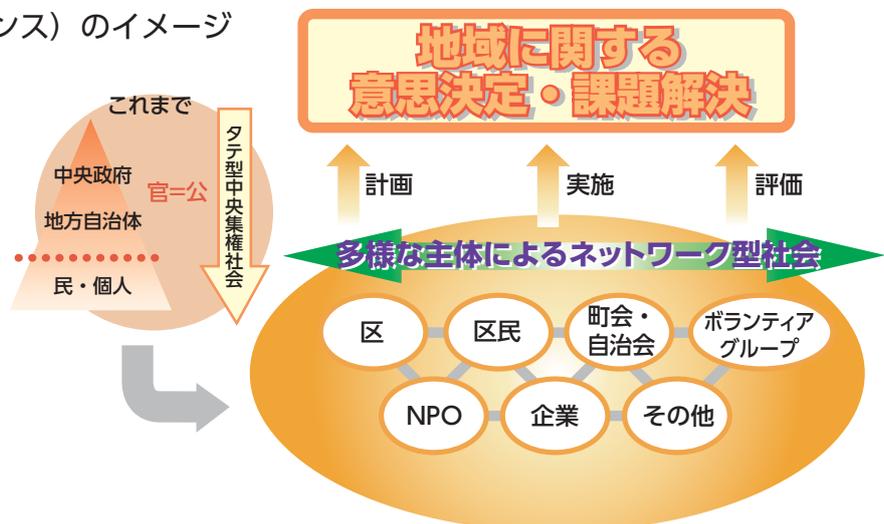
### 区民が取り組むこと

「協治（ガバナンス）によるまちづくり」の主体として区政に参加する一方、地域の課題解決に努めます。また、町会・自治会・NPOなどの地域団体も、地域社会の一員として自己の責任のもと活動するほか、必要に応じ他の地域組織・事業者・区と連携して、よりよい地域社会の構築に努めます。

### 事業者が取り組むこと

企業市民として、区民や区などと連携して、地域社会との調和、環境への配慮など社会的責任を果たすよう努めます。

### 墨田区における協治（ガバナンス）のイメージ



## 施策 543

## 公正で効率的な行財政運営を進める

## 施策の目標 区民とともにめざす平成 27 年度の姿

区民福祉の一層の向上を図るため、財政基盤の強化や職員定数の適正化に取り組むなど、不断に行財政改革を推進するとともに、職員のコスト意識や政策提案能力の向上を図るほか、行政評価を適切に行い、区民満足度の高い成果重視の区政が実現しています。



## 施策の達成をはかる指標

## ■ 区政全般に対する区民の満足度の点数

## 指標とした理由

行政サービス全般に対する区民の満足度を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 56.7 点	<中間目標> 70.0 点	<現状値> 54.8 点	<最終目標> 70.0 点	区民アンケート調査

\*目標値を変更した理由：最終目標（80.0 点）を中間目標の数値に変更します。今後、行財政改革を推進するとともに接遇向上を図り、区民からさらに信頼を寄せられる区政をめざします。

## ■ 経常収支比率\*の数値

## 指標とした理由

財政の弾力性をあらわす数値を指標としました。

平成 17 年度	平成 22 年度		平成 27 年度	データ出所
<実績値> 85.0%	<中間目標> 80.0 ~ 85.0%	<現状値> 93.2%	<最終目標> 80.0 ~ 85.0%	所管課データ

\*目標値を変更した理由：最終目標（80.0%）を中間目標の数値に変更します。平成 20 年度下半期からの急激な経済情勢の悪化等に伴い、区財政は厳しい状況が続いていますが、行財政改革を推進し財政の健全化に努めることで、目標の達成をめざします。

## 現状と課題

## 現状とこれまでの取り組み

これまで、事務事業の見直しをはじめとして、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など行財政改革に積極的に取り組み、財政基盤の強化とともに行政サービスの向上に努めてきました。また、組織の簡素化や職員定数の適正化に努めるなど、内部努力の徹底にも不断に取り組んできました。一方、特別区民税や国民健康保険料等の徴収率向上対策を強化するなど収入の確保にも積極的に努めてきた結果、区財政は一時期の深刻な財政危機を克服しました。しかし、わが国の経済状況は、平成 22 年夏以降の急激な円高等により、景気の先行きが不透明となっており、加えて平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により社会経済情勢は混迷をきわめていることから、区の行財政運営にも大きな影響が生じてきています。

## 今後の課題

公正・公平で区民満足度の高いサービスを提供するためには、さらなる財政基盤の強化を図り、適切な行政資源の配分や成果を重視した戦略的な行政経営を行うことが必要です。このため、行政評価の精度を上げ、不断の行財政改革に取り組むことで、多様化・高度化する住民ニーズに迅速・的確に対応できる行政経営が求められています。

\*経常収支比率：財政の弾力性を示す指標で、人件費や扶助費などの経常的な経費に、区民税や特別区交付金（普通交付金）などの経常的な一般財源がどれだけ充当されているかを示す指標です。この数値が低いほど、行政需要の変化に柔軟に対応できます。

## 各主体が担う役割

### 区が取り組むこと

職員の能力開発や適正な人事管理・健全財政の実現に努める一方、区民ニーズを的確に把握し、質の高い区民サービスを提供します。

主  
な  
事  
業

#### 行財政改革推進事務

行財政改革推進会議等区民の参加を得ながら、行財政改革実施計画に基づく効率的・効果的な行財政改革を推進します。

#### 行政評価推進事務

施策や事務事業の評価を区民の参加を得ながら行い、その結果をもとに適切な事業の見直しを行います。

#### 職員の人材育成・能力向上事務

各種研修の実施や目標による管理の導入などにより、区民との協治（ガバナンス）を支える職員を計画的に育成します。また、政策形成能力や事業コストに対する意識の向上をめざします。

#### 職員マナーアップ推進事務

「思いやる やさしい心で 接します」をスローガンとした「マナーアップ運動」を引き続き推進し、職員の接遇向上をめざします。

### 区民が取り組むこと

納税等の責務を果たすとともに、区政に対する理解を深め、行財政運営について積極的に発言します。

### 事業者が取り組むこと

企業市民として責任を自覚し、区政に対する理解を深め、行財政運営について積極的に発言します。

#### ◆区役所職員数の推移 出典：特別区の統計

